

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

1. 令和2年度税制改正に伴う改正

〔個人市民税〕

＜【第1条関係】入間市税条例第24条＞

◆ 個人市民税の非課税措置

- 現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人市民税の非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とするものです。

〔令和3年1月1日施行〕

＜【第1条関係】入間市税条例第34条の2＞

◆ 寡婦（寡夫）控除の見直し

- 寡婦（寡夫）控除を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有するひとり親について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用するものです。また、ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」（控除額26万円）を適用するものです。

現 行 〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕 改 正 後

寡婦(寡夫)控除			〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕				改 正 後				
本人が女性			死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
配偶関係	本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円
扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	—	—	—
	無		26	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性			死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
配偶関係	本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円
扶養親族	有	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—	—	—	—	—

寡婦控除 ひとり親控除

〔令和3年1月1日施行〕

<【第1条関係】入間市税条例附則第8条>

◆ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

- 特例の適用期限を令和6年度（現行：令和3年度）まで3年延長するものです。

[公布の日施行]

<【第1条関係】入間市税条例附則第17条>

◆ 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除の創設

- 個人が低未利用土地又はその上の存する権利を譲渡した（親族間譲渡は除く）場合、その譲渡益から100万円を控除するものです。

[令和3年1月1日施行]

〔法人市民税〕

<【第1条関係】入間市税条例附則第3条の2>

◆ 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の特例割合の見直し

- 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の特例割合を引き下げるものです。

区分	本則	特例	
		現行	改正後
納期限の延長 期間の延滞金 の割合	7.3%	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) 【令和2年：年1.6%】	平均貸付割合+0.5% 0.6% (仮) 【令和3年：年1.1%】

※平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。

[令和3年1月1日施行]

〔 固定資産税 〕

＜【第1条関係】入間市税条例第54条＞

◆ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応として、「使用者を所有者とみなす」制度の拡大

- 戸籍等の公簿上の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前にその固定資産を使用している者に対して通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものです。

〔公布の日施行（令和3年度から適用）〕

＜【第1条関係】入間市税条例第74条の3＞

◆ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応として、「現に所有している者（相続人等）の申告」の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を記載した申告書の提出を義務づけるものです。

〔公布の日施行（令和3年1月1日から適用）〕

＜【第1条関係】入間市税条例附則第10条の2＞

◆ 固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定の追加

- 固定資産税の課税標準の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）の対象となる土地等の追加があったため、条例でその割合を定めるものです。

課税標準の特例	No.	対象施設等	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	1	＜附則第10条の2第17項＞ 電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生エネルギー発電設備のうち、出力5千kw以上の特定水力発電設備【償却資産】	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下	4分の3

課税標準の特例	No.	対象施設等	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	2	<附則第10条の2第25項> 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地【土地】	3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下	3分の2

[公布の日施行]

〔市たばこ税〕

<【第1・2条関係】入間市税条例第94条>

◆ 葉巻たばこの課税方式の見直し（重量比例課税から本数課税方式への見直し）

- 軽量な葉巻たばこの課税標準について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間については、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を0.7本の紙巻たばこことみなして換算するものです。（経過措置）

[令和2年10月1日施行]

- 軽量な葉巻たばこの課税標準について、1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算するものです。

[令和3年10月1日施行]

〔その他〕

<【第1条関係】入間市税条例第36条の2、第54条、第75条、第123条、附則第4条、第17条の2【第2条関係】入間市税条例第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2【第3条関係】入間市都市計画税条例附則第13項>

◆ 地方税法等の改正に伴う条文の整備及び引用条項の改正

2. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う改正

〔 徴収猶予の特例に係る手続等 〕

＜【第1条関係】入間市税条例附則第23条＞

◆ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等

- 徴収の猶予の申請者に対し、補正通知書により、申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出を求めた場合に、その申請者が申請書等の補正をしなければならない期間について、その通知を受けた日から20日間と定めるものです。なお、この期間内に申請書等の補正をしないときは、その申請は取り下げられたものとみなされます。

〔公布の日施行〕

※ 参考：徴収の猶予制度の特例

（地方税法の改正により適用が可能となるため、条例の改正はありません）

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、一時に納付することが困難と認められる時に、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が制定されました。

※ 徴収の猶予の対象は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）であります。

〔 固定資産税 〕

＜【第1条、第2条関係】入間市税条例附則第10条の2＞

◆ 固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定の追加

- 固定資産税の課税標準の特例割合を条例に委任する「地域決定型地方税制特例措置」（通称：わがまち特例）の対象となる家屋等の追加があったため、条例でその割合を定めるものです。

課税標準の特例	対象施設等	地方税法による割合の範囲	条例で定める割合
	<p><附則第10条の2第27項> 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋及び構築物 【家屋・償却資産】</p>	零以上2分の1以下	零

[公布の日施行]

※ 参考：中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置（地方税法の改正により適用が可能となるため、条例の改正はありません）

○ 厳しい経営環境にある^(※) 中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又は零とするものです。

(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	零

〔 個人市民税 〕

<【第2条関係】入間市税条例附則第24条>

◆ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

○ 中止等された文化芸術・スポーツイベントの主催者に対し、入場料等の払戻しを請求しないことを選択した場合、その放棄した金額を寄附とみなし、寄附金控除の対象とするものです。

[令和3年1月1日施行]

<【第2条関係】入間市税条例附則第25条>

◆ **新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除額の特例**

- 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件をみたしていれば、特例措置の対象とするものです。

[令和3年1月1日施行]

〔 **軽自動車税** 〕

<【第1条関係】入間市税条例附則第15条の2の2>

◆ **軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長**

- 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。

[公布の日施行]

〔 **その他** 〕

<【第1条、第2条関係】入間市税条例附則第10条【第3条、第4条関係】入間市都市計画税条例附則第13項>

◆ **地方税法の改正に伴う条文の整備及び引用条項の改正**